

施策区分	主な取組	現状	環境指標							課題
			指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	
1-1 地球温暖化対策の推進	○日常生活における省エネの取組みの促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種啓発イベント、四国4県で連携したクールビズやウォームビズ、ライトダウンキャンペーンの実施に加え、「緑のカーテンコンテスト」を開催している。</li> <li>環境家計簿の配布に加え、H26年度に省エネ節電所を開設し、県民・事業者を取り組んでいただきたい具体的な省エネ行動を示し、実施できるものを選択していただくとともに、それによる省エネ効果の「見える化」を推進している。</li> </ul> ○事業活動における省エネの取組みの促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上の事業者に対し、地球温暖化対策計画の作成を義務づけるとともに、環境省が推奨する中小企業向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及を図るため、事業者向けの講習会を開催している。</li> <li>中小企業等を対象に、無料の省エネ診断を実施(H23~25 30事業所)するとともに、省エネ講座を開催している。</li> </ul> ○低炭素型まちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>集約型都市構造の実現に向けたまちづくりの推進の観点から、H24年度に都市計画区域マスタープランの見直しを行った。</li> </ul> ○交通環境の整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>ことでんを軸とした公共交通ネットワークについて、綾川駅等の新駅整備やICカードの拡大、運行頻度向上、パークアンドライドの推進を図っている。</li> <li>道路標示の新設などにより自転車の通行環境の整備を図るとともに、渋滞解消に向け交差点改良に取り組んでいる。</li> </ul> ○CO2以外の温室効果ガス対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務用冷凍空調機器の使用者等に対し説明会を開催するなど、フロンの回収に向けた普及啓発を行っている。</li> </ul>	○エネルギー消費量は若干減少(H20: 102,288TJ→H23: 101,285TJ)しているものの、温室効果ガスの総排出量は、電力排出係数の上昇により、議定書基準年(1990年)及び計画基準年(H20)より18%の増加、H22年度より22%の増加となっている。 ○四国電力の排出係数(t-CO <sub>2</sub> /kwh) H22 0.000326 H23 0.000552 ○H23年度のエネルギー消費量の内訳 産業部門 37.5% 運輸部門 31.7% 業務部門 14.4% 家庭部門 14.4% ○エネルギー消費量でみると、基準年と比べ、家庭部門及び産業部門で増加している。 ○県政世論調査(別添資料)によると、地球温暖化対策について、7割以上が重要だと考えているが、満足しているのは、2割という結果になっている。 ○省エネ節電所の登録者数が伸び悩んでいる。 755世帯 2,567人、191事業所(H26年10月末) ○公共交通機関の利用者数は伸び悩んでいる。 H22 H25 ことでん 1,246万人 → 1,299万人 JR四国 4,511万人 → 4,602万人 ことでんバス 312万人 → 343万人 *「JR四国」は四国全体の人数	温室効果ガス排出量	千t-CO <sub>2</sub>	8,109 (H20)	8,156 (H21)	7,881 (H22)	9,584 (H23)	7,400	D
1-1-1 省エネルギー行動等の促進	○太陽エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>H23年度から住宅用太陽光発電システムの設置に補助を行っている。</li> <li>県有施設の新築・改築等に合わせて、計画的に太陽光発電システムの整備を行うとともに、県有施設の屋根を貸し付けて、民間事業者が太陽光発電事業を行っている。</li> <li>メガソーラー立地希望事業者への各種法令規制のワンストップサービスを通じ新規立地の支援に努めている。</li> <li>国からの補助金を財源とし県に基金を造成し、県・市町等の防災拠点施設に再生可能エネルギーを利用した発電設備と蓄電池を導入している。</li> </ul> ○太陽エネルギー以外の再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>県のHPで県内におけるバイオディーゼル燃料の活用事例を紹介するなど情報提供に努めている。</li> <li>現在建設中の桃川ダムにおいて小水力発電の実施に向けて詳細設計を行っている。</li> <li>H26年度に薪等の生産・流通状況を調査するとともに、農業施設への薪ボイラー導入効果の実証を行っている。</li> </ul>	○住宅用太陽光発電システム設置件数は、1年前倒してH26年度に目標値に達する見込みであるが、H26年度の設置件数はH25年度に比べて伸び悩んでいる。また、国の住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助はH25年度をもって廃止された。 ○H24年度の固定価格買取制度導入に伴い、事業者によるメガソーラー等の導入が増えているが、H26年10月から四国電力が一部買取を中断している。 ○国からの補助金等を財源として、県有施設への太陽光発電システムも計画どおり進んでいる。 ○地中熱や風力等のポテンシャルは乏しい。	パークアンドライド用駐車場駐車可能台数(累計)	台	1,060	1,095	1,112	1,142	1,400	C
1-1-2 再生可能エネルギーの導入促進	○太陽エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>H23年度から住宅用太陽光発電システムの設置に補助を行っている。</li> <li>県有施設の新築・改築等に合わせて、計画的に太陽光発電システムの整備を行うとともに、県有施設の屋根を貸し付けて、民間事業者が太陽光発電事業を行っている。</li> <li>メガソーラー立地希望事業者への各種法令規制のワンストップサービスを通じ新規立地の支援に努めている。</li> <li>国からの補助金を財源とし県に基金を造成し、県・市町等の防災拠点施設に再生可能エネルギーを利用した発電設備と蓄電池を導入している。</li> </ul> ○太陽エネルギー以外の再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>県のHPで県内におけるバイオディーゼル燃料の活用事例を紹介するなど情報提供に努めている。</li> <li>現在建設中の桃川ダムにおいて小水力発電の実施に向けて詳細設計を行っている。</li> <li>H26年度に薪等の生産・流通状況を調査するとともに、農業施設への薪ボイラー導入効果の実証を行っている。</li> </ul>	○太陽エネルギーを活用した発電等に対する効果的な支援のあり方を検討する必要がある。 ○引き続き、県有施設等に太陽光発電システムを計画的に導入する必要がある。また、円滑に導入できるよう、国に財源確保を求める必要がある。 ○電力の安定供給や省資源・環境への配慮の観点を十分に踏まえつつ、電力会社による再生可能エネルギーの買取が円滑に行われるよう、引き続き国に働きかける必要がある。								

環境基本計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について【1 温室効果ガスの排出量が削減された「低炭素社会」の構築】

施策区分	主な取組	現状	環境指標	課題																															
1-1-2 再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギーの導入環境づくりの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県のHPで総合的な情報提供を行っている。</li> <li>・企業が県内に工場（製造業に限る）を建設する際、通常投下固定資産の10%である企業誘致助成金を、エネルギー関連分野については15%とし、エネルギー関連企業の誘致に積極的に取り組んでいる。</li> <li>・产学研官連携を目的とした「かがわエネルギー産業フォーラム」を設立し、エネルギー関連分野のセミナー等を実施している。</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽エネルギー以外の再生可能エネルギーの導入可能性について引き続き検討する必要がある。</li> </ul>																															
1-1-3 森林整備と都市緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林整備の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者等が行う間伐などの森林整備に対し支援するとともに、県営林の適切な管理を行っている。</li> <li>・森林管理道「琴南財田線」の整備を計画的に進めるとともに、県産木材の搬出経費に対する支援を行っている。</li> <li>・県産木材の流通体制を確立するため支援を行い、H23年度に「かがわ木材加工センター」が完成した。</li> <li>・H24年3月に「香川県公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」を策定した。また、H26年8月までに県内すべての市町において市町方針を策定した。</li> <li>・H25年度に県木材協会と県森林組合連合会で組織する運営協議会が「香川県産木材認証制度」を創設した。</li> <li>・H25年度に「里山再生推進協議会」、「里山再生・竹林資源活用推進検討会」を設置し、里山整備に伴い伐採する竹や広葉樹材の利活用について検討している。また、竹林資源の安定供給体制の整備を図るため、森林組合等が行うチッパー等の導入を支援している。</li> <li>・森林組合等が行う労働安全確保事業や森林施業プランナー育成のための研修会等に対し補助している。</li> <li>・県植樹祭の開催や里山オーナー制度、企業等によるフォレストマッチング、どんぐり銀行活動などにより、県民参加の森づくりを推進している。</li> </ul> </li> <li>○都市緑化の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・栗林公園や瀬戸大橋記念公園、さぬき空港公園など13の県立都市公園で、樹木や植栽等の維持管理を行っている。</li> <li>・私立幼稚園・保育所等が行う壁面緑化や芝生化を支援している。</li> </ul> </li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>H22 現況</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 目標</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林整備面積 (間伐) (H23~27 年度の累計)</td> <td>ha</td> <td>2,201 (H18~22)</td> <td>824</td> <td>1,217</td> <td>1,545</td> <td>2,500</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>県産木材の搬出量</td> <td>m<sup>3</sup>/年</td> <td>2,392</td> <td>3,636</td> <td>3,664</td> <td>4,432</td> <td>4,000</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域人口 1人当たりの都市公園面積</td> <td>m<sup>2</sup>/人</td> <td>15.0 (H21)</td> <td>15.3 (H22)</td> <td>15.8 (H23)</td> <td>15.9 (H24)</td> <td>17.4</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	森林整備面積 (間伐) (H23~27 年度の累計)	ha	2,201 (H18~22)	824	1,217	1,545	2,500	A	県産木材の搬出量	m <sup>3</sup> /年	2,392	3,636	3,664	4,432	4,000	A	都市計画区域人口 1人当たりの都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	15.0 (H21)	15.3 (H22)	15.8 (H23)	15.9 (H24)	17.4	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山地災害の防止や水源涵養など、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させためには、引き続き森林整備を適切に行っていくことが必要である。</li> <li>○創意工夫を凝らし普及啓発を図ることなどにより、県産木材の利用を引き続き促進する必要がある。</li> <li>○県内のヒノキ人工林の齢級平準化に向けて、植林計画を検討する必要がある。</li> <li>○里山資源の木質バイオマス利用等を検討するとともに、放置竹林対策を講じることなどにより里山の公益的機能を確保する必要がある。</li> <li>○引き続き、森林整備の担い手である森林組合等の作業員の育成・確保を図る必要がある。</li> <li>○H29年度に本県で開催予定の全国育樹祭を契機として、これまで以上に森林ボランティアの育成・確保に努めることなどにより、県民参加の森づくりの一層の推進を図る必要がある。</li> <li>○引き続き、都市公園をはじめとした地域の緑化を推進するとともに、建物緑化等の取組みを促進する必要がある。</li> </ul>
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																												
森林整備面積 (間伐) (H23~27 年度の累計)	ha	2,201 (H18~22)	824	1,217	1,545	2,500	A																												
県産木材の搬出量	m <sup>3</sup> /年	2,392	3,636	3,664	4,432	4,000	A																												
都市計画区域人口 1人当たりの都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	15.0 (H21)	15.3 (H22)	15.8 (H23)	15.9 (H24)	17.4	B																												
1-1-4 県みずから取り組む地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県みずから取り組む地球温暖化対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度にESCO導入可能性調査(10施設)を行い、H26年度からさぬきこどもの国にESCO事業を導入した。</li> <li>・天神前分庁舎の蛍光灯をリース方式によりLED化するなど空調や照明設備の省エネ化を図っている。また、公用車についても、ハイブリッド自動車等の低公害車や小型車種への転換を図っている。</li> <li>・H24年度に全ての県有施設の省エネルギーガイドラインを作成して、運用方法の見直しを行うとともに、使用最大電力量50kw以上の県有施設(99施設)にデマンド監視装置を導入した。</li> </ul> </li> <li>○エコオフィス計画の取組結果 H25年度実績(対H22年度比) 電気使用量 ▲8.5% 燃料使用量 ▲4.4%</li> <li>○低公害車の導入状況           <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 現況</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総自動車台数</td> <td>958</td> <td>960</td> <td>955</td> <td>960</td> <td>939</td> </tr> <tr> <td>うち低公害車</td> <td>525</td> <td>556</td> <td>576</td> <td>573</td> <td>605</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>		H22 現況	H23	H24	H25	H27 計画	総自動車台数	958	960	955	960	939	うち低公害車	525	556	576	573	605			<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、県が率先して環境配慮に取り組む必要がある。</li> <li>○施設の省エネ化や運用改善、県有施設の緑化などのハード面と、職員による省エネ行動などソフト面の両面で新たな効果的取組みの検討が必要である。</li> </ul>													
	H22 現況	H23	H24	H25	H27 計画																														
総自動車台数	958	960	955	960	939																														
うち低公害車	525	556	576	573	605																														

環境基本計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について【2 資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない「循環型社会」の構築】

施策区分	主な取組	現状	環境指標							課題																																																																		
2-1 3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意識の啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県広報誌やホームページ等を活用し、啓発を図るとともに、県職員等による環境キャラバン隊の派遣を行っている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物については、総排出量、1人1日当たりの排出量とも若干減少しているものの、計画どおりには進捗していない。また、リサイクル率は基準年(H21年度)より下がっている。</li> </ul>								○廃棄物の排出量の一層の抑制、リサイクルの一層の推進のためには、県民・事業者・団体・行政が相互の連携と適切な役割分担の下、できることから着実に進めることが必要である。																																																																		
2-1-1 廃棄物の発生抑制(リデュース)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発生抑制に向けた取組みの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、廃棄物の減量化について助言するとともに、公共事業の実施に当たり、廃棄物の発生がない工法や資材を採用するなどして減量化を図っている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物については、総排出量が基準年(H21年度)より増加している一方、リサイクル率は計画どおり上昇しており、最終処分量はすでに目標を達成している。</li> </ul>								○天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減していくためには、リサイクルに先立って、2R(リデュース・リユース)を可能な限り推進することが必要である。																																																																		
2-1-2 再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町におけるリサイクルの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町担当者会において、県内外の先進事例を情報提供するなどの支援を行っている。</li> </ul> </li> <li>○各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充           <ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル制度におけるリサイクル料金の前払い制度の導入、生産者による廃棄物回収システムの拡大、容器包装リサイクル制度における事業者責任の強化などについて、国に対し政策提案・要望を行っている。</li> <li>・リサイクル製品の普及や環境配慮行動の促進のため、リサイクル製品や環境配慮モデル事業所の認定を行っている。</li> </ul> </li> <li>○環境産業の育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・直島町において、引き続きエコタウン事業を推進しているほか、県の試験研究機関が、環境・エネルギー分野の企業への技術支援を行っている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県政世論調査(別添資料)によると、リサイクルに対する意識は高いが、ごみの排出抑制や再利用に対する意識が相対的に低いという結果になっている。</li> <li>○リサイクル率は市町によって相当な差がある。(H24年度:最大31.9% 最小8.7%)</li> <li>○焼却処分されている一般廃棄物の組成を見ると、ちゅう芥類や紙、布類が大きな割合を占めている。また、事業系の一般廃棄物は、紙の組成が非常に高い。(H25年3月の事業所へのアンケート調査では、54.5%が紙類)</li> <li>○民間による店頭回収なども資源回収の大きな受け皿になっている。また、ペットボトルの民間回収分の品質は市町回収分と同様に品質が高い。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>単位</th><th>H22 現況</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H27 目標</th><th>進捗</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量</td><td>万t</td><td>33.9 (H21)</td><td>33.4 (H22)</td><td>33.7 (H23)</td><td>33.0 (H24)</td><td>30.5</td><td>B</td></tr> <tr> <td>一般廃棄物(し尿を除く)の1人1日当たりの排出量</td><td>g</td><td>914 (H21)</td><td>903 (H22)</td><td>912 (H23)</td><td>898 (H24)</td><td>854</td><td>B</td></tr> <tr> <td>一般廃棄物のリサイクル率</td><td>%</td><td>20.9 (H21)</td><td>20.9 (H22)</td><td>20.3 (H23)</td><td>19.9 (H24)</td><td>24</td><td>D</td></tr> <tr> <td>一般廃棄物の最終処分量</td><td>万t</td><td>4.3 (H21)</td><td>4.2 (H22)</td><td>4.2 (H23)</td><td>3.9 (H24)</td><td>3.5</td><td>A</td></tr> <tr> <td>産業廃棄物の総排出量</td><td>万t</td><td>241.3 (H21)</td><td>242.0 (H22)</td><td>242.6 (H23)</td><td>243.0 (H24)</td><td>234</td><td>D</td></tr> <tr> <td>産業廃棄物のリサイクル率</td><td>%</td><td>68.4 (H21)</td><td>68.8 (H22)</td><td>69.6 (H23)</td><td>69.9 (H24)</td><td>70</td><td>A</td></tr> <tr> <td>産業廃棄物の最終処分量</td><td>万t</td><td>21.2 (H21)</td><td>21.1 (H22)</td><td>20.4 (H23)</td><td>18.7 (H24)</td><td>20</td><td>A</td></tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	万t	33.9 (H21)	33.4 (H22)	33.7 (H23)	33.0 (H24)	30.5	B	一般廃棄物(し尿を除く)の1人1日当たりの排出量	g	914 (H21)	903 (H22)	912 (H23)	898 (H24)	854	B	一般廃棄物のリサイクル率	%	20.9 (H21)	20.9 (H22)	20.3 (H23)	19.9 (H24)	24	D	一般廃棄物の最終処分量	万t	4.3 (H21)	4.2 (H22)	4.2 (H23)	3.9 (H24)	3.5	A	産業廃棄物の総排出量	万t	241.3 (H21)	242.0 (H22)	242.6 (H23)	243.0 (H24)	234	D	産業廃棄物のリサイクル率	%	68.4 (H21)	68.8 (H22)	69.6 (H23)	69.9 (H24)	70	A	産業廃棄物の最終処分量	万t	21.2 (H21)	21.1 (H22)	20.4 (H23)	18.7 (H24)	20	A									○一般廃棄物のリサイクル率が低い市町に、先進的な取組み事例を紹介するなどして、リサイクル率の底上げを図る必要がある。また、リサイクルの促進に向けて、創意工夫を凝らした具体的な取組みを行う必要がある。
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																																					
一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	万t	33.9 (H21)	33.4 (H22)	33.7 (H23)	33.0 (H24)	30.5	B																																																																					
一般廃棄物(し尿を除く)の1人1日当たりの排出量	g	914 (H21)	903 (H22)	912 (H23)	898 (H24)	854	B																																																																					
一般廃棄物のリサイクル率	%	20.9 (H21)	20.9 (H22)	20.3 (H23)	19.9 (H24)	24	D																																																																					
一般廃棄物の最終処分量	万t	4.3 (H21)	4.2 (H22)	4.2 (H23)	3.9 (H24)	3.5	A																																																																					
産業廃棄物の総排出量	万t	241.3 (H21)	242.0 (H22)	242.6 (H23)	243.0 (H24)	234	D																																																																					
産業廃棄物のリサイクル率	%	68.4 (H21)	68.8 (H22)	69.6 (H23)	69.9 (H24)	70	A																																																																					
産業廃棄物の最終処分量	万t	21.2 (H21)	21.1 (H22)	20.4 (H23)	18.7 (H24)	20	A																																																																					
2-2 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設の整備促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の施設運営が円滑に行えるよう、国の交付金活用等について助言等を行った。(H23~26年度:3市町2一部事務組合が8施設の整備に着手)</li> </ul> </li> <li>○適正処理に対する指導・監督等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者や処理業者に対し、立入検査を行うなど、廃棄物の適正処理や処理施設の適切な維持管理を指導するとともに、優良な処理業者を認定し公表している(H26年10月末現在50業者を認定)。</li> </ul> </li> <li>○各種廃棄物の適正処理の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県地域防災計画」の中に、「廃棄物処理計画」等を定め、災害時において大量に発生する廃棄物の迅速かつ適切な処理の基本的な方向性を示している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町が設置している一般廃棄物処理施設(H24年4月現在)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設 7施設</li> <li>・最終処分場 11施設</li> <li>・再資源化施設 16施設</li> </ul> </li> <li>○最終処分場の残余年数(H24年度末)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物 約14年</li> <li>・産業廃棄物 約15年</li> </ul> </li> <li>○県内の処理事業者数           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物 297業者(H24年度末)</li> <li>・産業廃棄物 1,894業者(H25年度末)</li> </ul> </li> <li>○国の防災基本計画がH26年1月に変更され、地方公共団体は、「仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画」を策定することとされた。</li> </ul>								○廃棄物の適正な処理を推進するため、廃棄物処理施設の整備を促進する必要がある。																																																																		
2-2-1 廃棄物の適正処理の推進										○引き続き、排出業者や処理業者に対し、廃棄物の適正処理や処理施設の適切な維持管理を指導する必要がある。																																																																		
										○市町とも協議しながら、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。																																																																		

環境基本計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について【2 資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない「循環型社会」の構築】

施策区分	主な取組	現状	環境指標	課題																								
2-2-1 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種廃棄物の適正処理の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB 廃棄物は、PCB 廃棄物処理計画に従って処理を進めている。</li> <li>・海岸漂着物等の回収・処理を行うとともに、発生抑制のための啓発等を行っている。</li> </ul> </li> <li>○不法投棄対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等での不法投棄防止の呼びかけに加え、県民からの通報を受け付ける「廃棄物 110 番」の設置、ヘリコプターによる県警との合同パトロール、夜間・休日のパトロールなどを実施している。</li> </ul> </li> <li>○豊島廃棄物等処理事業の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・H12 年 6 月に成立した調停条項に従い、環境保全と安全を第一に、関係者の理解と協力のもと豊島廃棄物等を着実に処理している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○OPCB 廃棄物は、H26 年 6 月末までにトラン・コンデンサ類 1,680 台、安定器等約 75 t の高濃度 PCB 廃棄物が中間貯蔵・環境安全事業株北九州事業所に搬出・処理された。</li> <li>○県政世論調査（別添資料）によると、廃棄物の不法投棄対策について、8割以上が重要と考えているが、満足しているのは 2割という結果になっている。</li> <li>○県民からの通報や苦情の件数は減少傾向にあるものの、不法投棄は依然として後をたたない状況である。また、野焼きに関する苦情が多い。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・110 番受理 H22 : 14 件 ⇒ H25 : 11 件</li> <li>・苦情処理 H22 : 369 件 ⇒ H25 : 119 件</li> </ul> </li> <li>○豊島廃棄物等の全体推計量約 91 万 9 千 t のうち、H26 年 10 月末までの処理量は、約 71 万 t であり、全体推計量の約 78% に当たる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○OPCB 廃棄物については、引き続き処理期限までに適正な処理を行う必要がある。</li> <li>○県民の意向を踏まえ、より一層不法投棄対策に取り組む必要がある。</li> <li>○引き続き、野焼き禁止の周知・指導を行う必要がある。</li> <li>○調停条項に従い、H28 年度末までに豊島廃棄物等の処理を終える必要がある。</li> </ul>																								
2-3 水循環の促進 2-3-1 水の循環利用等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雑排水利用の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積 1 万 m<sup>2</sup> 以上の建築物を新築等する場合に雑用水利用施設を設置（トイレ洗浄水利用）するよう指導している。</li> </ul> </li> <li>○下水処理水の再利用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水処理水を水洗トイレ用水や樹木への散水用水などの雑用水として再利用している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H22 年度から H25 年度までに雑用水利用計画書が 30 件提出された。</li> <li>○県内 16 の下水処理場のうち 11 処理場で下水処理水の再利用を行っている。</li> <li>○水道の 1 人 1 日当たり生活用平均給水量は、ほぼ横ばいである。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>H22 現況</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 目標</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道の 1 人 1 日当たり平均給水量</td> <td>ℓ / 人・日</td> <td>371 (H21)</td> <td>377 (H22)</td> <td>371 (H23)</td> <td>374 (H24)</td> <td>371 以下</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>水道の 1 人 1 日当たり生活用平均給水量</td> <td>ℓ / 人・日</td> <td>232 (H21)</td> <td>232 (H22)</td> <td>230 (H23)</td> <td>231 (H24)</td> <td>232 以下</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	水道の 1 人 1 日当たり平均給水量	ℓ / 人・日	371 (H21)	377 (H22)	371 (H23)	374 (H24)	371 以下	D	水道の 1 人 1 日当たり生活用平均給水量	ℓ / 人・日	232 (H21)	232 (H22)	230 (H23)	231 (H24)	232 以下	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雑用水利用や下水処理水の再利用など、引き続き水の循環的利用を促進する必要がある。</li> <li>○引き続き、節水の啓発に努め、県民の節水意識の高揚を図る必要がある。</li> </ul>
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																					
水道の 1 人 1 日当たり平均給水量	ℓ / 人・日	371 (H21)	377 (H22)	371 (H23)	374 (H24)	371 以下	D																					
水道の 1 人 1 日当たり生活用平均給水量	ℓ / 人・日	232 (H21)	232 (H22)	230 (H23)	231 (H24)	232 以下	A																					
2-3-2 節水意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>○節水啓発活動の推進、節水活動の促進等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町で構成する「節水型街づくり推進協議会」が「水道週間」や各種イベントで節水展を実施し、節水コマの無料配布を行っている。</li> </ul> </li> <li>○節水学習の推進、水文化の継承等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「節水型街づくり推進協議会」が県内の小学 4 年生を対象に副読本を作成しているほか、県内中学生が早明浦ダムの施設を見学する事業を実施している。</li> </ul> </li> </ul>																											

環境基本計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について【3 豊かな自然の恵みを享受する「自然共生社会」の構築】

施策区分	主な取組	現状	環境指標							課題																									
3-1 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生生物の保護に関する啓発活動の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が呼びかけH20年度に設立した「みんなでつくる自然史博物館・香川」を中心に、自然観察会や自然・生き物に関する企画展を開催するなど、普及啓発を行っている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「みんなでつくる自然史博物館・香川」は、年間15回程度、自然観察会や企画展、講座等を開催している。</li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、「みんなでつくる自然史博物館・香川」を中心に、野生生物の保護等に関する啓発活動を持続的に行う必要がある。</li> </ul>																									
3-1-1 野生生物との共生と保護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生生物の保護体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷ついた野生鳥獣の野生復帰を図るため、H23年度に「香川野生鳥獣保護センター」を設置し、傷病鳥獣の保護と救護ネットワーク体制の充実を図っている。</li> <li>・多様な野生鳥獣の生息環境を確保し、生物多様性の保全に資するため、県内の26箇所、9,329haの鳥獣保護区を指定している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「香川野生鳥獣保護センター」の受付件数           <ul style="list-style-type: none"> <li>H24年度：99件</li> <li>H25年度：87件</li> </ul> </li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>○「香川県レッドデータブック」作成後10年以上が経過したため、県内に生息又は生育する、絶滅のおそれのある野生生物の把握に努める必要がある。</li> </ul>																									
3-1-2 希少野生生物の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○希少野生生物の保護           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づき指定した16種の野生生物の保護に取り組むとともに、モニタリング調査を行っている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定外来生物の侵入・拡大、自然環境の変化、気温の上昇等により、絶滅のおそれのある野生生物が増加していると考えられる。</li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>○侵略的外来生物の生息状況の把握に努める必要がある。</li> </ul>																									
3-2 有害鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害鳥獣対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシによる農業被害が増加しているため、H17年度からイノシシに限り狩猟期間を1か月延長するなど、狩猟規制を緩和している。</li> <li>・市町が行う有害捕獲を支援するため有害鳥獣捕獲奨励金の交付や侵入防止柵の設置に対し支援している。</li> <li>・捕獲従事者の確保を図るため、(H21まで2回、H22は4回)狩猟免許試験の回数をH23年度から5回に増やすとともに、休日における試験実施により受験者の利便性向上を図っている。</li> <li>・効果的な捕獲が行えるようにH25年度に「イノシシ捕獲技術プログラム」を開発するとともに、初心者向けの捕獲技術講習会を開催している。</li> <li>・H24年度にニホンジカ、H24・25年度にニホンザルの生息状況調査を実施した。</li> </ul> </li> <li>○外来生物の防除の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アライグマとヌートリアの防除を計画的に行う市町に対し、捕獲等に要する経費を支援している。</li> </ul> </li> <li>○市街地等出没時の対応等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度に、県・市町・警察間での迅速な情報共有を図るため、「香川県イノシシ等対策連絡協議会」を設置するとともに、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」を策定し、ホームページ等を通じ、県民への注意喚起を行っている。</li> <li>・モデル地区を指定しワークショップを開催するとともに、市町が住民と協力して行う捕獲や侵入防止柵の設置に対し、支援している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H26年5月に鳥獣保護法が改正され、増えすぎて人間社会との間に軋轢を生じており管理が必要な野生鳥獣を、適正な個体数、生息範囲に縮小させるため、県が主体となって捕獲することができることが法律で明記された。</li> <li>○有害鳥獣による農作物被害は、計画の基準年であるH21年度と比べ、大幅に増加している。</li> <li>○ニホンジカについては、小豆島に加え、讃岐山脈の徳島県境部で生息範囲が拡大している。また、ニホンザルについては生息範囲が拡大し中山間地域で甚大な農業被害が発生している。</li> <li>○狩猟免許所持者は増加しているが、高齢化が進行している。</li> <li>○アライグマ、ヌートリアについては、防除を推進してきた結果、被害は減少している。</li> <li>○市街地へのイノシシの出没件数は、年々増加している（人身被害も増加）。           <ul style="list-style-type: none"> <li>H23年度 63件（2件2名）</li> <li>H24年度 102件（4件5名）</li> <li>H25年度 86件（1件1名）であったが、H26年度は11月末現在で100件（5件6名）を超えている。</li> </ul> </li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>H22 現況</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 目標</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥獣による農作物の被害金額</td> <td>百万円</td> <td>153 (H21)</td> <td>288 (H22)</td> <td>265 (H23)</td> <td>268 (H24)</td> <td>75</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>わな猟免許所有者数（累計）</td> <td>人</td> <td>1,072</td> <td>1,229</td> <td>1,304</td> <td>1,417</td> <td>1,600</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>							指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	鳥獣による農作物の被害金額	百万円	153 (H21)	288 (H22)	265 (H23)	268 (H24)	75	D	わな猟免許所有者数（累計）	人	1,072	1,229	1,304	1,417	1,600	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥獣保護法の改正を踏まえ、これまでの市町主体による有害捕獲に加え、奥山や市街地周辺など捕獲が困難な地域において、市町と連携しながら県が主体となった個体数調整の実施を検討する必要がある。</li> <li>○若手狩猟者の確保を図るとともに、初心者等の狩猟技術の向上を図る必要がある。</li> <li>○本県に侵入してきたアライグマ、セアカゴケグモ等や侵入のおそれがあるアルゼンチンアリ等特定外来生物の防除体制を確立することが必要である。</li> </ul>	
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																												
鳥獣による農作物の被害金額	百万円	153 (H21)	288 (H22)	265 (H23)	268 (H24)	75	D																												
わな猟免許所有者数（累計）	人	1,072	1,229	1,304	1,417	1,600	A																												
3-3 農地、沿岸域等の保全と持続的活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業の担い手の確保・育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者の法人化に向け、税理士等の専門家による経営相談・指導を支援している。</li> <li>・新規就農者については、研修期間中及び就農直後の所得を確保する給付金を交付するとともに、新規就農者の初期負担の軽減を図るために、機械施設の導入を支援している。</li> <li>・農地に加え、ため池や水路など地域資源を支える集落営農組織の設立や経営発展に向けた取組みに対し支援を行っている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就農者の確保は、計画どおり順調に進んでいる。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>H22 現況</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 目標</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農者数（H23～27年度の累計）</td> <td>人</td> <td>327 (H18～22)</td> <td>96</td> <td>238</td> <td>348</td> <td>400</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>							指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	新規就農者数（H23～27年度の累計）	人	327 (H18～22)	96	238	348	400	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者への農地の流動化を進めるとともに、多様なルートから、本県農業の次代を担う意欲ある人材を確保するため、就農相談から定着までの一貫したサポート体制を充実する必要がある。また、集落営農の組織化に向け、一層の合意形成の促進を図る必要がある。</li> </ul>									
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																												
新規就農者数（H23～27年度の累計）	人	327 (H18～22)	96	238	348	400	A																												
3-3-1 里地の保全と持続的活用																																			

環境基本計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について【3 豊かな自然の恵みを享受する「自然共生社会」の構築】

施策区分	主な取組	現状	環境指標							課題																																																			
3-3-1 里地の保全と持続的活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほ場整備と農地の流動化の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良農地の確保と有効利用を図るため、ほ場整備事業と担い手への農地の集積を一体的に進めている。</li> </ul> </li> <li>○環境保全型、資源循環型農業の普及促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学肥料や農薬の使用を半分以下に抑えた特別栽培農産物の栽培計画に対する技術指導やエコファーマーの認定等を行っている。</li> </ul> </li> <li>○土地改良施設の保全整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽ため池の計画的な整備促進を図るとともに、ため池の耐震化補強工事等を含めた防災・減災対策を実施している。</li> </ul> </li> <li>○農村の地域資源を保全する協働活動の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動に対し支援している。</li> </ul> </li> <li>○耕作放棄地対策の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が共同して行う保全管理活動により、耕作放棄地発生の未然防止を図るとともに、抜根、整地をはじめとした耕作放棄地の再生作業等に対する支援や耕作放棄地へのオリーブの植栽に助成するなど、耕作放棄地の解消に努めている。</li> </ul> </li> <li>○鳥獣被害対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農作物被害を防止するため、市町鳥獣被害防止対策協議会等が行う侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備等に対し補助している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年ほ場整備を実施した4地区では、約240haの優良農地が整備され、事業を契機として整地面積の約54%が担い手に集積されている。</li> <li>○有機農業等は、一般栽培に比べ病害虫防除等に多大な労力を要することなどから、エコファーマーの認定件数は計画より若干遅れ気味である。</li> <li>○ため池の防災・減災対策は、自然環境に配慮しながら進めており、計画の目標を上回る進捗状況である。</li> <li>○耕作放棄地の解消面積は、計画の目標を上回る進捗状況である。</li> <li>○鳥獣被害は、中山間地域はもとより、平野部においても広がるなど、県内全域に拡大している。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>単位</th><th>H22 現況</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H27 目標</th><th>進捗</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備面積 (累計)</td><td>ha</td><td>7,497</td><td>7,530</td><td>7,540</td><td>7,560</td><td>7,697</td><td>B</td></tr> <tr> <td>エコファーマー認定件数(累計)</td><td>件</td><td>159</td><td>160</td><td>165</td><td>222</td><td>300</td><td>B</td></tr> <tr> <td>老朽ため池の全面改修整備か所数(累計)</td><td>か所</td><td>3,295</td><td>3,327</td><td>3,359</td><td>3,398</td><td>3,445</td><td>A</td></tr> <tr> <td>農地や農業用施設などの保全に取り組む組織数(累計)</td><td>組織</td><td>661</td><td>680</td><td>683</td><td>684</td><td>730</td><td>B</td></tr> <tr> <td>耕作放棄地解消面積(累計)</td><td>ha</td><td>83 (H21)</td><td>190 (H22)</td><td>281 (H23)</td><td>383 (H24)</td><td>300</td><td>A</td></tr> <tr> <td>鳥獣被害が恒常に発生する集落数</td><td>集落</td><td>420 (H21)</td><td>513 (H22)</td><td>503 (H23)</td><td>475 (H24)</td><td>200</td><td>D</td></tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	ほ場整備面積 (累計)	ha	7,497	7,530	7,540	7,560	7,697	B	エコファーマー認定件数(累計)	件	159	160	165	222	300	B	老朽ため池の全面改修整備か所数(累計)	か所	3,295	3,327	3,359	3,398	3,445	A	農地や農業用施設などの保全に取り組む組織数(累計)	組織	661	680	683	684	730	B	耕作放棄地解消面積(累計)	ha	83 (H21)	190 (H22)	281 (H23)	383 (H24)	300	A	鳥獣被害が恒常に発生する集落数	集落	420 (H21)	513 (H22)	503 (H23)	475 (H24)	200	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>○優良農地の確保と有効利用を図るため、ほ場整備事業を推進するとともに、H26年度に創設した「農地中間管理機構」を活用し、担い手への農地集積による経営規模拡大と耕作放棄地の発生防止等を推進することが必要である。</li> <li>○生産者間の交流促進や栽培技術の普及など、新たに有機農業等に取り組む生産者を支援する環境づくりが必要である。</li> <li>○今後発生が予想される南海トラフを震源とする大規模地震などに備えた、ため池の防災・減災対策を計画的に進める必要がある。</li> <li>○集落営農を推進することなどにより耕作放棄地の未然防止を図るとともに、引き続き耕作放棄地解消のための対策を実施する必要がある。</li> <li>○有害鳥獣捕獲をさらに推進するとともに耕作放棄果樹の伐採など野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりを強化する必要がある。</li> </ul>	
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																						
ほ場整備面積 (累計)	ha	7,497	7,530	7,540	7,560	7,697	B																																																						
エコファーマー認定件数(累計)	件	159	160	165	222	300	B																																																						
老朽ため池の全面改修整備か所数(累計)	か所	3,295	3,327	3,359	3,398	3,445	A																																																						
農地や農業用施設などの保全に取り組む組織数(累計)	組織	661	680	683	684	730	B																																																						
耕作放棄地解消面積(累計)	ha	83 (H21)	190 (H22)	281 (H23)	383 (H24)	300	A																																																						
鳥獣被害が恒常に発生する集落数	集落	420 (H21)	513 (H22)	503 (H23)	475 (H24)	200	D																																																						
3-3-2 里海としての再生と持続的活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生育環境の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度に、かがわ「里海」づくりビジョンを策定するとともに、ビジョンに基づき香川らしい里海づくりを推進している。</li> <li>・圏域総合水産基盤整備事業計画に基づき、県内5地域ごとに藻場造成事業を実施している。</li> </ul> </li> <li>○鳥獣被害対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・カワウによる食害等漁業被害を軽減、防止するため、カワウ捕獲を実施する市町や漁協に対し補助を行っている。</li> </ul> </li> <li>○海ごみ対策(海ごみの発生抑制)の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等については、国からの補助金を積み立てた基金を活用して、回収・処理、発生抑制対策に取り組んでいる。</li> <li>・海底堆積ごみについては、H25年度から本県独自の取組みとして、漁業者、山間部を含むすべての市町、県が協働して回収・処理を行っている。</li> <li>・H26年度から、県内一斉海ごみクリーン作戦を実施している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「山・川・里(まち)・海」が一体となった対策を行うために、かがわ「里海」づくり協議会を中心に検討の上、基盤づくりを進めている。</li> <li>○藻場造成面積は計画より若干遅れ気味である。</li> <li>○海底堆積ごみの回収活動実施箇所数は、すでに目標を大幅に上回っている。</li> <li>○H26年度から県内一斉海ごみクリーン作戦を行い、海岸愛護活動参加者数は目標達成見込みである。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>単位</th><th>H22 現況</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H27 目標</th><th>進捗</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藻場造成面積(累計)</td><td>ha</td><td>107</td><td>110</td><td>113</td><td>117</td><td>125</td><td>B</td></tr> <tr> <td>海岸愛護活動参加者数</td><td>千人/年</td><td>19</td><td>21</td><td>21</td><td>20</td><td>23</td><td>C</td></tr> <tr> <td>海底堆積ごみ回収活動実施か所数(累計)</td><td>か所</td><td>2</td><td>6</td><td>9</td><td>29</td><td>12</td><td>A</td></tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	藻場造成面積(累計)	ha	107	110	113	117	125	B	海岸愛護活動参加者数	千人/年	19	21	21	20	23	C	海底堆積ごみ回収活動実施か所数(累計)	か所	2	6	9	29	12	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里海づくりを持続的な取組みにするために、理念の共有化、指導者の養成など推進体制の構築、各主体のネットワーク化を図ることなどが必要である。</li> <li>○本県独自の海ごみ回収・処理の取組みを拡充する必要がある。</li> <li>○引き続き、国に対し、海岸漂着物等の回収・処理等に対する継続的な財政措置を求めるとともに、海底堆積ごみ・漂流ごみの回収・処理について、国と地方公共団体等の役割分担を明確にした上で、効果的な対策を講じるよう働きかける必要がある。</li> </ul>																									
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																						
藻場造成面積(累計)	ha	107	110	113	117	125	B																																																						
海岸愛護活動参加者数	千人/年	19	21	21	20	23	C																																																						
海底堆積ごみ回収活動実施か所数(累計)	か所	2	6	9	29	12	A																																																						

環境基本計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について 【4 健全な県土と良好な生活環境が保全された「快適生活環境社会」の確保】

施策区分	主な取組	現状	環境指標							課題																																																																																						
			指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																																																						
4-1 うるおいのある快適な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水辺空間の形成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川改修等にあたり、自然石や魚巣ブロックなどを使った護岸とするなど、多自然川づくりを進めている。</li> </ul> </li> <li>○良好な景観の形成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の景観意識の向上を図るとともに、市町に対し景観計画の策定に関する助言を行い、良好な景観形成への取組みを促進している。</li> </ul> </li> <li>○環境保全・環境美化活動の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が行う河川・海岸、道路の清掃等の活動に対し支援している。</li> </ul> </li> <li>○文化財の保存と活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備が必要な文化財について、所有者や市町が行う保存整備事業に対し補助するとともに、県指定民俗文化財に指定されている民俗芸能の保存会などが行う後継者育成、道具の修理等に対し補助している。</li> </ul> </li> <li>○四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「四国八十八箇所と遍路道」の世界遺産登録に向け、札所寺院と遍路道の保護措置に必要な調査を実施している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多自然川づくりの延長は、概ね計画どおりに進んでいる。</li> <li>○H26年11月1日現在、6市6町が景観行政団体となり3市2町において景観計画が策定されている。</li> <li>○環境美化活動を行う団体数は横ばいとなっている。</li> <li>○国・県指定の文化財数は、概ね計画どおり進んでいる。</li> <li>○遍路道等の保護措置については、H25年度に根香寺道が史跡指定され、H26年度は10月に曼荼羅寺道が史跡に指定された。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>H22 現況</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 目標</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾緑地の面積（累計）</td> <td>ha</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>30</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>多自然川づくり延長（累計）</td> <td>km</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>66</td> <td>67</td> <td>68</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>リフレッシュ「香の川」パートナーシップ参加団体数</td> <td>団体</td> <td>77</td> <td>60</td> <td>63</td> <td>66</td> <td>92</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>香川さわやかロード参加団体数</td> <td>団体</td> <td>140</td> <td>138</td> <td>139</td> <td>140</td> <td>165</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	港湾緑地の面積（累計）	ha	28	30	31	31	30	A	多自然川づくり延長（累計）	km	63	65	66	67	68	A	リフレッシュ「香の川」パートナーシップ参加団体数	団体	77	60	63	66	92	D	香川さわやかロード参加団体数	団体	140	138	139	140	165	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境や周辺地域の景観に配慮した整備が求められており、今後も多自然川づくりを進めていく必要がある。</li> <li>○景観まちづくりの主体として県民及び市町がより積極的な取り組みが行えるよう努める必要がある。</li> <li>○学校、企業等にも参加を呼びかけるなど、環境美化活動参加団体数が増加するよう努める必要がある。</li> <li>○引き続き、重要文化財等を保存整備するとともに、地域に根ざした特色のある伝統文化を積極的に保存・継承されるよう、施策を講じていく必要がある。</li> <li>○H28年度中の世界遺産国内暫定一覧表への記載を目指し、保護措置数の増加や普遍的価値の証明にさらに取り組む必要がある。</li> </ul>																																																				
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																																																									
港湾緑地の面積（累計）	ha	28	30	31	31	30	A																																																																																									
多自然川づくり延長（累計）	km	63	65	66	67	68	A																																																																																									
リフレッシュ「香の川」パートナーシップ参加団体数	団体	77	60	63	66	92	D																																																																																									
香川さわやかロード参加団体数	団体	140	138	139	140	165	D																																																																																									
4-1-2 歴史的・文化的環境の保全と活用			<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 目標</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国県指定の文化財数（累計）</td> <td>件</td> <td>385</td> <td>385</td> <td>388</td> <td>391</td> <td>394</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けての札所寺院及び遍路道の保護措置数（累計）</td> <td>か所</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	国県指定の文化財数（累計）	件	385	385	388	391	394	A	四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けての札所寺院及び遍路道の保護措置数（累計）	か所	4	4	4	5	7	B																																																																					
指標	単位	H22	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																																																									
国県指定の文化財数（累計）	件	385	385	388	391	394	A																																																																																									
四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けての札所寺院及び遍路道の保護措置数（累計）	か所	4	4	4	5	7	B																																																																																									
4-2 大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大気環境の常時監視           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内22箇所に設置している大気汚染監視測定期局において自動測定機による常時監視を行うとともに、その結果をホームページに即時掲示している。</li> </ul> </li> <li>○有害大気汚染物質の監視           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害大気汚染物質のうち特に優先的に取り組む必要があるものについて、県内4カ所でモニタリングを実施している。</li> </ul> </li> <li>○工場・事業場に対する排出規制の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場のばい煙等の排出規制を行っており、施設設置の事前届出や立入検査などによる指導を実施している。</li> </ul> </li> <li>○自動車排出ガス対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対して自動車排出ガス対策計画の策定及び提出、駐車時のアイドリングストップの励行を求めている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○黄砂等の影響を受ける浮遊粒子状物質及びPM2.5以外は、環境基準を満たしている。</li> <li>○これまで中讃の工業地帯を中心に常時監視を実施してきたが、全国的に越境汚染の可能性が懸念されている。</li> <li>○有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）は全地点で環境基準を満たしている。</li> <li>○県内届出件数(H24年度末)           <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>法対象施設</td> <td>ばい煙発生施設</td> <td>1,641施設</td> </tr> <tr> <td>条例対象施設</td> <td>ばい煙発生施設</td> <td>30施設</td> </tr> <tr> <td>一般粉じん発生施設</td> <td>粉じん発生施設</td> <td>941施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>171施設</td> </tr> </table> </li> <li>○自動車排出ガス対策計画の提出事業者数 52事業者 (H25年度末)</li> </ul>	法対象施設	ばい煙発生施設	1,641施設	条例対象施設	ばい煙発生施設	30施設	一般粉じん発生施設	粉じん発生施設	941施設			171施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>H22 現況</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 目標</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">大気に係る環境基準達成率</td></tr> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>%</td> <td>100(H21)</td> <td>100(H22)</td> <td>100(H23)</td> <td>100(H24)</td> <td>100</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>%</td> <td>100(H21)</td> <td>100(H22)</td> <td>100(H23)</td> <td>100(H24)</td> <td>100</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>%</td> <td>100(H21)</td> <td>100(H22)</td> <td>100(H23)</td> <td>100(H24)</td> <td>100</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>%</td> <td>100(H21)</td> <td>42.1(H22)</td> <td>25(H23)</td> <td>95(H24)</td> <td>100</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>%</td> <td>100(H21)</td> <td>100(H22)</td> <td>100(H23)</td> <td>100(H24)</td> <td>100</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>%</td> <td>100(H21)</td> <td>100(H22)</td> <td>100(H23)</td> <td>100(H24)</td> <td>100</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>%</td> <td>100(H21)</td> <td>100(H22)</td> <td>100(H23)</td> <td>100(H24)</td> <td>100</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>%</td> <td>100(H21)</td> <td>100(H22)</td> <td>100(H23)</td> <td>100(H24)</td> <td>100</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	大気に係る環境基準達成率								二酸化硫黄	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A	二酸化窒素	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A	一酸化炭素	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A	浮遊粒子状物質	%	100(H21)	42.1(H22)	25(H23)	95(H24)	100	D	ベンゼン	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A	トリクロロエチレン	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A	テトラクロロエチレン	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A	ジクロロメタン	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的な大気汚染に対応するため、常時監視に係る測定期局の配置等の見直しをする必要がある。</li> <li>○大気環境を保全するため、引き続き、固定発生源対策及び移動発生源対策を推進する必要がある。</li> </ul>
法対象施設	ばい煙発生施設	1,641施設																																																																																														
条例対象施設	ばい煙発生施設	30施設																																																																																														
一般粉じん発生施設	粉じん発生施設	941施設																																																																																														
		171施設																																																																																														
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																																																									
大気に係る環境基準達成率																																																																																																
二酸化硫黄	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A																																																																																									
二酸化窒素	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A																																																																																									
一酸化炭素	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A																																																																																									
浮遊粒子状物質	%	100(H21)	42.1(H22)	25(H23)	95(H24)	100	D																																																																																									
ベンゼン	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A																																																																																									
トリクロロエチレン	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A																																																																																									
テトラクロロエチレン	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A																																																																																									
ジクロロメタン	%	100(H21)	100(H22)	100(H23)	100(H24)	100	A																																																																																									
4-2-1 環境監視の実施																																																																																																
4-2-2 大気汚染物質の発生源対策の推進																																																																																																

環境基本計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について【4 健全な県土と良好な生活環境が保全された「快適生活環境社会」の確保】

施策区分	主な取組	現状	環境指標							課題	
4-2-3 光化学オキシダント対策の推進	○揮発性有機化合物排出抑制対策の推進 ・光化学オキシダント等大気汚染物質の原因物質であると考えられる揮発性有機化合物の排出規制を行っており、施設設置の事前届出や立入検査等による指導を実施している。	○県内届出件数 (H24 年度末) 揮発性有機化合物排出施設 24 施設	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	○広域汚染への対策として、測定局の配置とともに、発令地域の見直しをする必要がある。
	○監視体制の強化 ・光化学オキシダントの濃度が高くなる夏期には、迅速に注意報等を発令するため、監視体制を強化している。	○光化学オキシダントについては、環境基準を達成しておらず、H25 年度は 4 回予報を発令した。									
4-2-4 アスベスト対策の推進	○アスベストの飛散防止の推進 ・特定粉じん排出等作業の監視・指導を行うとともに、廃棄物の適正処理が図られるよう指導している。	○特定粉じん排出等作業実施届出件数 ・49 件 (H25 年度 高松市を除く)	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	○今後、建築物の老朽化により、特定粉じん排出等作業を伴う建築物の解体や改修が増加する見込みであり、大気中へのアスベストの飛散防止対策の徹底が必要である。
	○濃度調査の実施 ・環境中のアスベスト濃度の実態把握を行うため、モニタリング調査を実施している	○アスベスト濃度の調査 (H25) 結果では、いずれも低濃度である。 ・幹線道路周辺地域 0.08~0.10 本/ℓ ・住宅地域 0.05~0.11 本/ℓ ・農業地域 0.09 本/ℓ									
4-3 水環境・土壤・地盤環境の保全	○計画的な監視の実施 ・公共用水域等の水質汚濁の状況を把握するため、水質測定計画を作成し、常時監視を行っている。	○公共用水域の水質測定結果では、健康項目については、全測定地点で環境基準を達成していた。生活環境項目については、河川 BOD (H25 達成率 63%)、海域 COD (H25 達成率 43%) ともに依然として環境基準の達成率は低い。	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	○引き続き、公共用水域等の水質汚濁の状況を把握するため、常時監視を行う必要がある。
	○水生生物調査の実施 ・身近な水辺に親しみ、水質浄化や河川愛護等の関心を高めることを目的に、河川の水生生物を指標とする水質調査を実施している。	○調査実施状況 (H25 年度) ・参加団体数等 28 団体、835 人 ・調査地点数 42 地点									
4-3-1 環境監視の実施	○総量削減計画の推進 ・総量削減計画に基づき COD や窒素、リンの削減に総合的・計画的に取り組んでいる。	○水質汚濁物質の発生負荷量は、H24 年度すでに目標を達成している。	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	○引き続き、工場・事業場に対し、適正に規制・指導を実施する必要がある。
	○工場・事業場に対する排水規制の推進 ・特定施設の設置等の許可制度を適切に運用するとともに、水質汚濁防止法や生活環境の保全に関する条例に基づき、排水基準等を遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を実施している。	○汚水処理人口普及率は、全国平均よりも低い状況にある (H25 全国平均 88.9%)。									
4-3-2 水質汚濁発生源対策の推進	○生活排水処理施設の整備 ・市町が行う下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備に対し、補助している。 ・浄化槽の適正な維持管理を図るため、法定検査の受検指導を行っている。	○浄化槽法定検査受検率 H22 : 30.3% H25 : 38.6% (暫定値)	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	○汚水処理人口普及率を上げるため、引き続き市町が行う生活排水処理施設の整備を支援する必要がある。
	○開発事業者に係る排水対策の推進 ・「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく土地の形質変更を行う場合の事前協議制度により、開発事業者に沈殿池の設置などを指導している。	○「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議件数 (H25 年度末) ・協議終了 499 件 ・保全協定 434 件									

環境基本計画(H23~27)に基づく施策の実施状況について【4 健全な県土と良好な生活環境が保全された「快適生活環境社会」の確保】

施策区分	主な取組	現状	環境指標							課題																																																										
4-3-3 水環境の保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画に基づき、瀬戸内海の水質や自然景観などの環境保全を推進している。</li> </ul> </li> <li>○香の川創生事業の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川流域ごとに住民・市町等と協働して協議会を設立し、水環境の保全に取り組む活動を支援している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○瀬戸内海の水質については一定の改善がみられるが、一方でノリの色落ち等が発生している。</li> <li>○毎年度、流域ごとの協議会において、県・地域住民・市町等が共通認識のもと事業計画を策定し、流域ごとに特色ある水環境づくりを進めている(H26年度現在 7流域)。</li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の瀬戸内海環境保全基本計画の変更に伴い、県計画を見直す必要がある。</li> <li>○ノリの色落ち、海ごみ等の課題への対応を検討する必要がある。</li> </ul>																																																										
4-3-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土壤汚染防止対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質を使用していた工場等を廃止した際に、事業者に土壤調査を実施させるなど土壤汚染の防止に努めている。</li> </ul> </li> <li>○地盤環境の保全対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤環境の保全を図るため、揚水施設の設置状況及び地下水位等を把握している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土壤汚染対策法に基づく土壤調査件数(H25年度高松市除く): 3件</li> <li>○揚水施設の届出件数(H25年度末累計): 418件</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>単位</th><th>H22 現況</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H27 目標</th><th>進捗</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壤(農地)の環境基準達成率</td><td>%</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>A</td></tr> </tbody> </table>								指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	土壤(農地)の環境基準達成率	%	100	100	100	100	100	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、有害物質を使用している工場等の土壤調査を適正に行わせる必要がある。</li> </ul>																																									
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																													
土壤(農地)の環境基準達成率	%	100	100	100	100	100	A																																																													
4-4 騒音・振動・悪臭防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○騒音・振動対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車騒音・航空機騒音等の調査を実施するとともに、市町に対し、騒音・振動防止対策に関する技術的助言を行っている。</li> </ul> </li> <li>○悪臭防止対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に対し、悪臭対策に関する技術的助言を行っている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○航空機騒音に係る環境基準は、全ての地点で環境基準を達成しているが、一般地域や道路の面する地域は環境基準を達成していない箇所がある。</li> <li>○振動の苦情件数は減少しているが、悪臭の苦情件数は横ばいとなっている。</li> <li>○騒音・振動・悪臭とも、規制区域については、市の区域は市が設定し、町の区域は県が設定することになっているが、指導等は市町が行うことになっている。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>単位</th><th>H22 現況</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H27 目標</th><th>進捗</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">騒音に係る環境基準達成率</td></tr> <tr> <td>・一般地域</td><td>%</td><td>81.8 (H21)</td><td>96.8 (H22)</td><td>90.8 (H23)</td><td>93.9 (H24)</td><td>100</td><td>C</td></tr> <tr> <td>・道路に面する地域</td><td>%</td><td>98.9 (H21)</td><td>98.9 (H22)</td><td>98.7 (H23)</td><td>98.0 (H24)</td><td>100</td><td>D</td></tr> <tr> <td>・航空機騒音</td><td>%</td><td>100 (100)</td><td>100 (H22)</td><td>100 (H23)</td><td>100 (H24)</td><td>100</td><td>A</td></tr> <tr> <td>振動苦情件数</td><td>件</td><td>5 (H21)</td><td>3 (H22)</td><td>3 (H23)</td><td>2 (H24)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>悪臭苦情件数</td><td>件</td><td>85 (H21)</td><td>66 (H22)</td><td>62 (H23)</td><td>75 (H24)</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>							指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	騒音に係る環境基準達成率								・一般地域	%	81.8 (H21)	96.8 (H22)	90.8 (H23)	93.9 (H24)	100	C	・道路に面する地域	%	98.9 (H21)	98.9 (H22)	98.7 (H23)	98.0 (H24)	100	D	・航空機騒音	%	100 (100)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A	振動苦情件数	件	5 (H21)	3 (H22)	3 (H23)	2 (H24)	—	—	悪臭苦情件数	件	85 (H21)	66 (H22)	62 (H23)	75 (H24)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町の意向を踏まえ、必要に応じ、規制区域の見直しを行うとともに、引き続き、指導等を行う市町に対する技術的助言を的確に行う必要がある。</li> </ul>		
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																													
騒音に係る環境基準達成率																																																																				
・一般地域	%	81.8 (H21)	96.8 (H22)	90.8 (H23)	93.9 (H24)	100	C																																																													
・道路に面する地域	%	98.9 (H21)	98.9 (H22)	98.7 (H23)	98.0 (H24)	100	D																																																													
・航空機騒音	%	100 (100)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A																																																													
振動苦情件数	件	5 (H21)	3 (H22)	3 (H23)	2 (H24)	—	—																																																													
悪臭苦情件数	件	85 (H21)	66 (H22)	62 (H23)	75 (H24)	—	—																																																													
4-4-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進																																																																				
4-5 化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○化学物質の使用実態の把握と管理規制の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の排出量等を把握するため、事業者からの届出を受けるとともに、集計データを公表するなどして、化学物質の適正管理を促進している。</li> </ul> </li> <li>○化学物質(農薬)の安全管理、安全使用の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場で使用される農薬の実態把握のため、排水口で水質検査を実施している。</li> </ul> </li> <li>○ダイオキシン類対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類環境監視計画を定め、大気、河川の水質と底質、海域の水質、発生源周辺の土壤調査を実施するとともに、工場・事業場等に対する監視・指導を実施している。</li> </ul> </li> <li>○環境放射能対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会からの委託を受け環境放射能水準調査を実施している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○化学物質関係届出事業所数(H24年度): 402事業所</li> <li>○H25年度に実施したゴルフ場での水質検査結果では、すべて暫定指導指針値以下であった。</li> <li>○ダイオキシン類については、すべての地点で環境基準を達成している。</li> <li>○大気中の放射線量については、4地点で測定し、原子力規制委員会のホームページにリアルタイムで公表するとともに、降下物等の項目測定結果についても、県のホームページで公表している(東日本大震災以前と比べ大きな変動なし)。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>単位</th><th>H22 現況</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H27 目標</th><th>進捗</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農薬水質検査結果 自主管理目標値</td><td>—</td><td>目標値 以下 (H21)</td><td>目標値 以下 (H22)</td><td>目標値 以下 (H23)</td><td>目標値 以下 (H24)</td><td>目標 値以 下</td><td>A</td></tr> <tr> <td colspan="8">ダイオキシン類の環境基準達成率</td></tr> <tr> <td>・大気汚染に係る 環境基準達成率</td><td>%</td><td>100 (H21)</td><td>100 (H22)</td><td>100 (H23)</td><td>100 (H24)</td><td>100</td><td>A</td></tr> <tr> <td>・水質汚濁に係る 環境基準達成率</td><td>%</td><td>100 (H21)</td><td>100 (H22)</td><td>100 (H23)</td><td>100 (H24)</td><td>100</td><td>A</td></tr> <tr> <td>・水底の底質汚染に 係る環境基準達成率</td><td>%</td><td>100 (H21)</td><td>100 (H22)</td><td>100 (H23)</td><td>100 (H24)</td><td>100</td><td>A</td></tr> <tr> <td>・土壤汚染に係る 環境基準達成率</td><td>%</td><td>100 (H21)</td><td>100 (H22)</td><td>100 (H23)</td><td>100 (H24)</td><td>100</td><td>A</td></tr> </tbody> </table>								指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	農薬水質検査結果 自主管理目標値	—	目標値 以下 (H21)	目標値 以下 (H22)	目標値 以下 (H23)	目標値 以下 (H24)	目標 値以 下	A	ダイオキシン類の環境基準達成率								・大気汚染に係る 環境基準達成率	%	100 (H21)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A	・水質汚濁に係る 環境基準達成率	%	100 (H21)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A	・水底の底質汚染に 係る環境基準達成率	%	100 (H21)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A	・土壤汚染に係る 環境基準達成率	%	100 (H21)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進する必要がある。</li> <li>○引き続き、ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却炉等について、適切に管理を行うよう、指導する必要がある。</li> <li>○引き続き、環境放射能水準調査を実施・公表する必要がある。</li> </ul>	
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																																																													
農薬水質検査結果 自主管理目標値	—	目標値 以下 (H21)	目標値 以下 (H22)	目標値 以下 (H23)	目標値 以下 (H24)	目標 値以 下	A																																																													
ダイオキシン類の環境基準達成率																																																																				
・大気汚染に係る 環境基準達成率	%	100 (H21)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A																																																													
・水質汚濁に係る 環境基準達成率	%	100 (H21)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A																																																													
・水底の底質汚染に 係る環境基準達成率	%	100 (H21)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A																																																													
・土壤汚染に係る 環境基準達成率	%	100 (H21)	100 (H22)	100 (H23)	100 (H24)	100	A																																																													
4-5-1 化学物質の適正管理による環境リスク低減の推進																																																																				
4-5-2 ダイオキシン類対策																																																																				
4-5-3 環境放射能対策の推進																																																																				

環境基本計画(H23～27)に基づく施策の実施状況について【5 すべての主体が環境に配慮し、行動する持続可能な社会の基盤づくり】

施策区分	主な取組	現状	環境指標							課題																										
			指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																										
5-1 県民や事業者などの環境配慮行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民の環境配慮行動の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者・事業者・行政で構成するグリーンコンシューマーかがわを中心、「環境にやさしい買い物運動」を推進しているほか、平成26年度に省エネ節電所を開設し、県民・事業者の省エネ行動を促進している。</li> </ul> </li> <li>○環境マネジメントシステムの普及           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省が推奨する中小企業向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及を図るため、H23年度より事業者向けの講習会を開催し、認証・取得を目指す事業者の支援を行っている。</li> </ul> </li> <li>○環境配慮製品の普及、技術開発の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的・模範的な環境負荷低減の取組みを行っている事業者や、他の模範となるリサイクル製品を環境配慮モデルとして認定し、PRを行っている。</li> </ul> </li> <li>○環境影響評価制度の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発事業等による環境への影響を回避・低減するため、環境影響評価制度の適正な運用を図っている。また、制度の対象にならない中小規模の事業実施の際には、環境配慮指針に基づき、事業者の環境配慮行動を促進している。</li> </ul> </li> <li>○環境保全施設整備等に対する支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の低減を図るために施設の整備に対して、金融機関を通じて融資を行っている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○店内での呼びかけのほか、事業者の取り組みが進んだことにより、買い物袋持参率が上昇した。</li> <li>○グリーンコンシューマー高松が「割りばし循環リサイクル」を実施するなど、民間での活動が活発に行われている。</li> <li>○エコアクション21の取得事業者数 H22年度末 H26年9月 香川県 22件 64件 全国 6,454件 8,075件</li> <li>○ISO14001の取得事業者数 240件 (H26.11月現在)</li> <li>○環境配慮モデル認定 (H26年4月 累計) 事業所 19 製品 49</li> <li>○環境影響評価手続の実施状況 (H23～25) H25 評価書の公告 1件</li> <li>○融資実績 H23年度 8件 H24年度 0件 H25年度 0件</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>H22 現況</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 目標</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買い物袋持参率</td> <td>%</td> <td>15.8</td> <td>16.4</td> <td>14.2</td> <td>26.4</td> <td>20</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>環境に配慮した事業所の認定件数(累計)</td> <td>件</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>環境に配慮した製品の認定件数(累計)</td> <td>件</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>47</td> <td>49</td> <td>45</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	買い物袋持参率	%	15.8	16.4	14.2	26.4	20	A	環境に配慮した事業所の認定件数(累計)	件	14	17	18	19	20	A	環境に配慮した製品の認定件数(累計)	件	36	38	47	49	45	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、積極的に啓発活動を行い、買い物袋持参を含め、環境配慮行動の促進を図る必要がある。</li> <li>○エコアクション21はISOに比べ認知度が低いことから、引き続き制度や導入のメリットの周知を図りながら、地球温暖化対策の1つとして、認証取得を一層促進する必要がある。</li> <li>○事業活動における自主的な環境配慮の取組みを促進するため、環境配慮モデルのPRの充実を図る必要がある。</li> </ul>
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																													
買い物袋持参率	%	15.8	16.4	14.2	26.4	20	A																													
環境に配慮した事業所の認定件数(累計)	件	14	17	18	19	20	A																													
環境に配慮した製品の認定件数(累計)	件	36	38	47	49	45	A																													
5-1-1 県民の環境配慮行動の促進																																				
5-1-2 環境に配慮した事業活動の促進																																				
5-2 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境学習の充実と機会の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・H11年度から県職員による小中学校への環境キャラバン隊(環境学習出前講座)派遣を実施している。H25年度からは、民間団体等の協力も得て、講座内容の充実を図っている。</li> <li>・H26年度に「子どもから大人まで地域まるごと環境楽習」推進事業を立ち上げ、「大人世代」や「幼児期」を対象とした環境学習出前講座を実施している。</li> <li>・夏休みを利用した親子向け講座を開催したほか、里海づくり体験や自然観察会など、様々な取組みを進めている。</li> </ul> </li> <li>○環境学習プログラム等の開発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化」や「エネルギー」をテーマに地域の環境を意識し考えさせるための香川県独自の環境学習教材『さぬきっ子環境スタディ』や体験型環境学習プログラムを開発。</li> </ul> </li> <li>○指導技術の向上と人材の育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育・環境学習の担い手となる人材の指導技術の向上とともに、指導者間の交流を促進するために、指導者育成講座を開催している。</li> </ul> </li> <li>○環境教育・教員研修の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会科や理科等教科内での環境教育のほか、総合学習や特別活動を用いて、体験活動や環境保全活動に取り組んでいる。</li> </ul> </li> <li>○児童・生徒による自主的な環境保全活動の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・H14年度から児童会や生徒会が中心となり環境によい活動を行う学校版ISO活動「チャレンジ!グリーン活動」を実施している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境キャラバン隊事業 H25 45回派遣 1,856人参加</li> <li>○夏休み親子環境学習講座 H26 7回 364人</li> <li>○「さぬきっ子環境スタディ」の活用状況 小学校 86.0% 中学校 68.9% (H26.2 アンケート結果)</li> <li>○環境教育指導者育成講座 H25 4回 延べ98人</li> <li>○「チャレンジ!グリーン活動」参加校 H25 71校</li> <li>○県政世論調査(別添資料)によると、環境学習に関する行政の取組みについて、6割以上が重要と考えているが、現在の満足度については、満足しているのは2割という結果になっている。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>H22 現況</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H27 目標</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境教育・環境学習参加者数</td> <td>人</td> <td>21,596</td> <td>22,118</td> <td>22,990</td> <td>22,874</td> <td>22,700</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗	環境教育・環境学習参加者数	人	21,596	22,118	22,990	22,874	22,700	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校以外でも幅広く環境学習を推進するため、他の施策や様々な主体と連携・協働しながら、環境学習に取り組む人づくり、場づくりを進めていく必要がある。</li> <li>○「地球温暖化」「エネルギー」問題にとどまらず、引き続き学校等で環境教育に取り組みやすい教材やプログラム等の開発を行う必要がある。また、幅広く環境学習を推進するため、学校以外での活用も進めていく必要がある。</li> <li>○引き続き、学校現場における環境教育を推進するため、教員が環境教育に取り組む際に必要な支援や情報提供をすぐに受けられる環境づくりを進める必要がある。</li> </ul>																
指標	単位	H22 現況	H23	H24	H25	H27 目標	進捗																													
環境教育・環境学習参加者数	人	21,596	22,118	22,990	22,874	22,700	A																													
5-2-1 環境学習活動の支援																																				
5-2-2 学校における環境教育の推進																																				
5-3 適正な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正な土地利用の調整           <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法や農地法、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例などを適切に運用し、環境に配慮した土地利用に努めている。</li> </ul> </li> </ul>																																			